

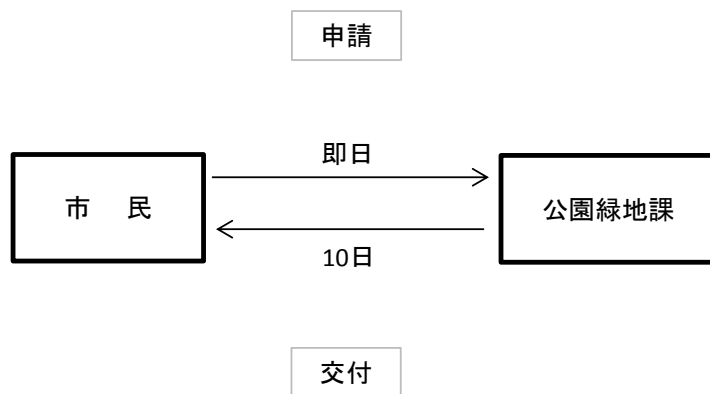
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 17

処 分 名	公園使用料還付	
処 分 の 概 要	都市公園の使用料を還付する。	
根 拠 法 令 名	松山市都市公園条例(昭和37年条例第40号)	
条 項	第15条第1項	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間	計	10日
判 断 基 準	<p>自己の責に帰することができない理由によって許可を受けた使用または行為が出来なくなった場合 市の都合で許可を取り消した場合 その他市長が正当な理由があると認めた場合</p> <p>松山市都市公園条例</p> <p>第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けて、使用または行為をしようとする者が自己の責に帰することができない理由によつてその使用または行為ができなくなった場合、市の都合で許可を取り消した場合およびその他市長が正当な理由があると認めた場合に限り使用料の全部または一部を還付することができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。